

改定後	改定前
<p><u>第3条（表明・保証）</u></p> <p><u>1. 包括代理人および店子は、当社に対し、本契約締結にあたり、本契約締結日時点および本契約の有効期間中において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証します。</u></p> <p><u>(1)行為能力</u></p> <p><u>包括代理人および店子は、適用法令上、本契約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行する権利能力および行為能力を有すること</u></p> <p><u>(2)社内手続</u></p> <p><u>包括代理人および店子は、本契約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行するために、法令および定款その他の社内規則に基づき要求される内部手続を適法かつ適正に完了していること</u></p> <p><u>(3)適法性等</u></p> <p><u>本契約を包括代理人および店子が締結したまたは包括代理人および店子がこれらに基づく権利を行使し、もしくは義務を履行することは、包括代理人および店子に対して適用のある一切の法令、包括代理人および店子の定款その他の社内規則に抵触せず、当該各当事者を当事者とする契約の違反または債務不履行事由とはならないこと</u></p> <p><u>(4)有効な契約</u></p> <p><u>本契約は、これを締結した包括代理人および店子につき適法、有効かつ拘束力のある契約であること</u></p> <p><u>(5)非詐害性</u></p> <p><u>包括代理人および店子は、現在債務超過ではなく、包括代理人および店子が本契約を締結することは、詐害行為取消の対象とならず、包括代理人および店子の知りうる</u></p>	

<p><u>限り、本契約について詐害行為取消その他の異議を主張する第三者は存在しないこと</u></p> <p><u>(6)提供情報の正確性</u></p> <p><u>包括代理人および店子は、本契約の締結にあたって、当社に提供した情報は、重要な点において正確であり、かつ、重要な情報は全て当社に提供されていること</u></p>	
<p>第4条 (店子の範囲)</p>	<p>第3条 (店子の範囲)</p>
<p>第5条 (包括代理人による本契約の代理)</p> <p>1. 包括代理人は、当社と店子との間の本契約及びこれに付随する契約の締結、ならびに当該契約に基づく権利の行使、義務の履行、権限の付与、当社からの立替金(第17条にて定義されます。)の受領及び分配、当社からの通知の受領、当社への届出その他当該契約に基づく行為につき、店子から包括的委任を受け、店子を代理して当社と契約するものとします。代理権の有無・範囲について当社に確認の義務はなく、包括代理人の責任において処理するものとします。</p> <p>(略)</p> <p>5. 包括代理人は、店子をして本契約上の義務(念のため付言すれば、第10条第2項に規定のコード決済サービス規約上の義務を遵守する義務を含みます。)を遵守させなければならないものとします。</p>	<p>第4条 (包括代理人による本契約の代理)</p> <p>1. 包括代理人は、当社と店子との間の本契約及びこれに付随する契約の締結、ならびに当該契約に基づく権利の行使、義務の履行、権限の付与、当社からの立替金(第16条にて定義されます。)の受領及び分配、当社からの通知の受領、当社への届出その他当該契約に基づく行為につき、店子から包括的委任を受け、店子を代理して当社と契約するものとします。代理権の有無・範囲について当社に確認の義務はなく、包括代理人の責任において処理するものとします。</p> <p>(略)</p> <p>5. 包括代理人は、店子をして本契約上の義務(念のため付言すれば、第9条第2項に規定のコード決済サービス規約上の義務を遵守する義務を含みます。)を遵守させなければならないものとします。</p>
<p>第6条 (営業秘密等の守秘義務)</p>	<p>第5条 (営業秘密等の守秘義務)</p>
<p>第7条 (個人情報の守秘義務)</p>	<p>第6条 (個人情報の守秘義務)</p>
<p>第8条 (譲渡禁止)</p>	<p>第7条 (譲渡禁止)</p>
<p>第9条 (届出事項の変更等)</p> <p>(略)</p> <p><u>4. 加盟店が第3条第1項(6)及び第27条に定める表明保証確約事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、加盟店に対し、当該事項に関する調査を行い、ま</u></p>	<p>第8条 (届出事項の変更等)</p> <p>(略)</p>

<p>た、必要に応じて資料の提出を求めることができ、加盟店は、これに応じるものとします。</p>	
<p>第10条 (BankPay 加盟店規約・法令等への遵守等) (略)</p> <p>2. 加盟店は、BankPay 加盟店規約及び日本電子決済推進機構が定める規則・ガイドライン等 (以下総称して「BankPay 加盟店規約等」といいます。) 並びにゲートウェイ事業者が定める規約 (関連する特約等を含み、以下「ゲートウェイサービス規約」といいます) の内容に同意し、これに記載されている義務を遵守するものとします。なお、BankPay 加盟店規約等又はゲートウェイサービス規約が追加・更新された場合は、本規約第33条 (本規約の変更) の定めにしたがって最新のものが適用されるものとします。</p>	<p>第9条 (BankPay 加盟店規約・法令等への遵守等) (略)</p> <p>2. 加盟店は、BankPay 加盟店規約及び日本電子決済推進機構が定める規則・ガイドライン等 (以下総称して「BankPay 加盟店規約等」といいます。) 並びにゲートウェイ事業者が定める規約 (関連する特約等を含み、以下「ゲートウェイサービス規約」といいます) の内容に同意し、これに記載されている義務を遵守するものとします。なお、BankPay 加盟店規約等又はゲートウェイサービス規約が追加・更新された場合は、本規約第32条 (本規約の変更) の定めにしたがって最新のものが適用されるものとします。</p>
<p>第11条 (サービスセンタへの接続)</p>	<p>第10条 (サービスセンタへの接続)</p>
<p>第12条 (加盟店申込の手続)</p>	<p>第11条 (加盟店申込の手続)</p>
<p>第13条 (加盟店への指導)</p>	<p>第12条 (加盟店への指導)</p>
<p>第14条 (利用者との売買契約等の締結)</p>	<p>第13条 (利用者との売買契約等の締結)</p>
<p>第15条 (広告方法、内容等)</p>	<p>第14条 (広告方法、内容等)</p>
<p>第16条 (BankPay サービスによる取引方法) (略)</p> <p>2. 当社は、当社所定の方法・頻度 (締日・支払日等) で、当社に支払われる立替金相当額の内、加盟店から立替払い請求を受けた売上債権の立替払金を包括代理人に対して支払うものとします。この際、当社は第21条第2項に従って所定の手数料等を控除することができ、当社は立替払金の支払がその委託する第三者に代行させることができるものとします。なお、支払日の当日</p>	<p>第15条 (BankPay サービスによる取引方法) (略)</p> <p>2. 当社は、当社所定の方法・頻度 (締日・支払日等) で、当社に支払われる立替金相当額の内、加盟店から立替払い請求を受けた売上債権の立替払金を包括代理人に対して支払うものとします。この際、当社は第20条第2項に従って所定の手数料等を控除することができ、当社は立替払金の支払がその委託する第三者に代行させることができるものとします。なお、支払日の当日</p>

が金融機関の休業日の場合には、当該日が15日であるときは翌営業日、当該日が月末日であるときは前営業日とします。	が金融機関の休業日の場合には、当該日が15日であるときは翌営業日、当該日が月末日であるときは前営業日とします。
第17条（立替金の支払等）	第16条（立替金の支払等）
<p>第18条（紛議等）</p> <p>（略）</p> <p>2. 前項の紛議その他の理由により、利用者が BankPay 発行銀行に対して売買契約等の代金にかかる支払留保・拒絶、支払済みの金員の返還・差引充当、取引の取消・解除、決済取消等を求めた場合には、これが解決するまで当社等は第16条第2項及び第17条の立替金の支払いを保留することができ、また、利用者に対して返金することもできるものとします。また、すでに当該立替金をすでに当社が加盟店に支払済みの場合は当社が指定する方法により当社に返金するものとします。</p>	<p>第17条（紛議等）</p> <p>（略）</p> <p>2. 前項の紛議その他の理由により、利用者が BankPay 発行銀行に対して売買契約等の代金にかかる支払留保・拒絶、支払済みの金員の返還・差引充当、取引の取消・解除、決済取消等を求めた場合には、これが解決するまで当社等は第15条第2項及び第16条の立替金の支払いを保留することができ、また、利用者に対して返金することもできるものとします。また、すでに当該立替金をすでに当社が加盟店に支払済みの場合は当社が指定する方法により当社に返金するものとします。</p>
第19条（返品等）	第18条（返品等）
第20条（請求代金の立替払の解除等）	第19条（請求代金の立替払の解除等）
第21条（手数料）	第20条（手数料）
第22条（加盟店業務の適切性確保）	第21条（加盟店業務の適切性確保）
第23条（差押えの場合）	第22条（差押えの場合）
<p>第24条（相殺）</p> <p>1. 当社等は、加盟店に支払義務を負う立替金等と当社等が加盟店に対して有する支払い期日の到来した債権とをいつでも相殺することができるものとします。</p> <p>2. 前項により、BankPay 加盟店銀行から当社に対して支払いがなされなかった金額について、当社は第16条に関わらず加盟店への支払いを行わないものとします。また、すでに加盟店へ支払済みの場合には、加盟店は当該金額を当社に対して当社の求めに応じて直ちに返還するものとします。</p>	<p>第23条（相殺）</p> <p>1. 当社等は、加盟店に支払義務を負う立替金等と当社等が加盟店に対して有する支払い期日の到来した債権とをいつでも相殺することができるものとします。</p> <p>2. 前項により、BankPay 加盟店銀行から当社に対して支払いがなされなかった金額について、当社は第15条に関わらず加盟店への支払いを行わないものとします。また、すでに加盟店へ支払済みの場合には、加盟店は当該金額を当社に対して当社の求めに応じて直ちに返還するものとします。</p>
第25条（システム・サービスの中止・停	第24条（システム・サービスの中止・停

止、契約の解除等)	止、契約の解除等)
第26条 (有効期間・中途解約等) 1. <u>本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年間とします。加盟店及び当社は、有効期間中において本契約を解約しようとする場合には、相手方に3ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより、本契約を解約できるものとします。但し、加盟店が1年以上継続して信用販売を取扱っていない場合、または、当社が加盟店との連絡不能の状態が相当期間継続した場合 (加盟店との連絡不能による場合は、第9条第2項に基づき、届出住所に通知を発送すれば、通常到着すべきときに通知を行ったものとみなす)、当社は加盟店に予告することなく本契約を解約できるものとします。</u>	第25条 (中途解約等) 1. 加盟店及び当社は、有効期間中において本契約を解約しようとする場合には、 <u>相手方と誠実に協議を行うものとし、協議が整わないと合理的に判断したときは相手方に3ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより、本契約を解約できるものとします。</u>
第27条 (反社会的勢力の排除)	第26条 (反社会的勢力の排除)
第28条 (その他の遵守事項、免責)	第27条 (その他の遵守事項、免責)
第29条 (苦情対応等)	第28条 (苦情対応等)
第30条 (取引データの保持)	第29条 (取引データの保持)
第31条 (加盟店情報の取得・保有・利用)	第30条 (加盟店情報の取得・保有・利用)
第32条 (加盟店契約終了後の加盟店情報等の利用)	第31条 (加盟店契約終了後の加盟店情報等の利用)
第33条 (本規約の変更)	第32条 (本規約の変更)
第34条 (ロゴ等の使用)	第33条 (ロゴ等の使用)
第35条 (知的財産権)	第34条 (知的財産権)
第36条 (損害賠償)	第35条 (損害賠償)
第37条 (遅延損害金)	第36条 (遅延損害金)
第38条 (第三者からの申立)	第37条 (第三者からの申立)
第39条 (ゲートウェイ事業者との窓口)	第38条 (ゲートウェイ事業者との窓口)
第40条 (専属的合意管轄裁判所)	第39条 (専属的合意管轄裁判所)
第41条 (準拠法)	第40条 (準拠法)